

産情発 0310 第 2 号
令和 5 年 3 月 10 日

各

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 殿

厚生労働省大臣官房
医薬産業振興・医療情報審議官
(公 印 省 略)

医療法施行規則の一部を改正する省令について

本日、医療法施行規則の一部を改正する省令（令和 5 年厚生労働省令第 20 号。以下「改正省令」という。）が公布され、令和 5 年 4 月 1 日から施行されます。

改正省令の趣旨、内容等については下記のとおりですので、御了知の上、関係団体、関係機関等に周知徹底を図るとともに、その実施に遺漏なきよう御配慮願います。

記

第 1 改正の趣旨

医療法（昭和 23 年法律第 205 号。以下「法」という。）第 17 条の規定に基づき、病院、診療所又は助産所の管理者が遵守すべき具体的事項については、医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号。以下「規則」という。）において規定されている。

昨今、医療機関に対するサイバー攻撃が増加しており、サイバー攻撃により診療が停止する事案が発生したこと、また、サイバー攻撃により医療に関する患者の個人情報が窃取されるなどの甚大な被害がもたらされる可能性があること等を踏まえ、医療機関におけるサイバーセキュリティ対策に関する取組の実効性を高める必要が生じている。

これに関して、第 12 回健康・医療・介護情報利活用検討会医療等情報利活用ワーキンググループ（令和 4 年 9 月 5 日開催）でとりまとめられた「医療機関のサイバーセキュリティ対策の更なる強化策」（以下「とりまとめ」という。）において、医療機関の管理者が遵守すべき事項として、サイバーセキュリティ対策を位置付けるための省令改正を令和 4 年度中に行うこととされたところである。

今般、とりまとめを踏まえ、法第 17 条に規定する医療機関の管理者が遵守すべき具

体的事項として、サイバーセキュリティの確保について必要な措置を講じることを定めるものとする。

第2 改正の内容

規則第14条第2項を新設し、病院、診療所又は助産所の管理者が遵守すべき事項として、医療の提供に著しい支障を及ぼすおそれがないように、サイバーセキュリティを確保するために必要な措置を講じることを追加する。

第3 施行期日

令和5年4月1日から施行する。

第4 留意事項

病院、診療所及び助産所におかれては、規則第14条第2項に規定する「必要な措置」として、最新の「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」（以下「安全管理ガイドライン」という。）を参照の上、サイバー攻撃に対する対策を含めセキュリティ対策全般について適切な対応を行うこと。

なお、安全管理ガイドラインに記載されている内容のうち、優先的に取り組むべき事項については、厚生労働省において別途チェックリストを作成し、後日通知する。



編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政 令〕

- 防衛省設置法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（四七）
- 自衛隊法施行令及び防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令（四八）
- 警察法施行令の一部を改正する政令（四九）

〔省 令〕

- 医療法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働二〇）

〔規 則〕

- 国家公安委員会の委員長及び委員の身分証明書に関する規則を廃止する規則（国家公安委二）
- 警察職員の服務の宣誓に関する規則の一部を改正する規則（同四）

〔告 示〕

- 政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件（政治資金適正化委一八）
- 政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を公告する件（同七）

○ 政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人証票を亡失した旨の書面の提出があったので、その旨を公告する件（同八）

○ 日本国に帰化を許可する件（法務六三）

○ 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第十三条第一項の規定による変更の届出があった件（同六四）

○ 海上における射撃訓練を実施する件（防衛四六、四七）

- 都市計画に関する件（関東地方整備局七八）
- 道路に関する件（同七九、八二）
- 都市計画に関する件（北陸地方整備局一二、一三）
- 都市計画に関する件（近畿地方整備局二九、三二）
- 道路に関する件（中国地方整備局一六、一七）
- 都市計画に関する件（同一八、二〇）
- 都市計画に関する件（四国地方整備局二二）
- 道路に関する件（同一二、二四）

〔国会事項〕

〔皇室事項〕

〔公 告〕

諸事項

官庁

建設業の許可の取消処分関係
裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係
会社その他

本号で公布された法令のあらまし

◇ 防衛省設置法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第四七号）（防衛省）

防衛省設置法等の一部を改正する法律（令和四年法律第二六号）の施行期日は令和五年三月一日とし、同法附則第一条第二号に掲げる規定（同法附則第五条及び第六条の規定に限る。）の施行期日は同年四月一日とすることとした。

◇ 自衛隊法施行令及び防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第四八号）（防衛省）

- 一 自衛隊法施行令の一部改正関係
 - 1 陸上自衛隊の師団及び旅団の編成を改めることとした。（第一〇条及び第二二条の二関係）
 - 2 陸上自衛隊石垣駐屯地を新設し、その名称及び位置を定めることとした。（別表第七関係）

二 防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部改正関係
新設される陸上自衛隊石垣駐屯地を特地方官署とすることとした。（別表第六関係）

三 施行期日
この政令は、令和五年三月一六日から施行することとした。

◇ 警察法施行令の一部を改正する政令（政令第四九号）（警察庁）

1 警察法第五六条の四第一項本文の規定による任命をされた警察官が退職した場合の退職手当については、国は、都道府県に対し、当該警察官が当該任命の日の前日に定年により退職したものとすれば支給されることとなる退職手当の額に相当する額（当該額が当該警察官に対し現に支給される退職手当の額を超える場合にあっては、当該現に支給される退職手当の額）を補助することとした。（第三条関係）

2 この政令は、令和五年四月一日から施行することとした。

政

令

防衛省設置法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名 御璽

令和五年三月十日

内閣総理大臣 岸田 文雄

政令第四十七号

防衛省設置法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令
内閣は、防衛省設置法等の一部を改正する法律（令和四年法律第二十六号）附則第一条本文及び第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

防衛省設置法等の一部を改正する法律の施行期日は令和五年三月十六日とし、同法附則第一条第二号に掲げる規定（同法附則第五条及び第六条の規定に限る。）の施行期日は同年四月一日とする。

内閣総理大臣 岸田 文雄
総務大臣 松本 剛明
厚生労働大臣 加藤 勝信
防衛大臣 浜田 靖一

自衛隊法施行令及び防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和五年三月十日

内閣総理大臣 岸田 文雄

政令第四十八号

自衛隊法施行令及び防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第二十三条並びに防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第十四条第二項において準用する一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第十三条の二第一項及び第二項並びに第十四条第一項及び第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

（自衛隊法施行令の一部改正）

第一条 自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）の一部を次のように改正する。

第十条中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第八号までを一号ずつ繰り上げる。

第十二条の二中第三号を削り、第四号を第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四 普通科連隊三及び偵察戦闘大隊一

別表第七宮古島駐屯地の項の次に次のように加える。

石垣駐屯地

石垣市

（防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部改正）

第二条 防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）の一部を次のように改正する。

別表第六宮古島駐屯地に所在する陸上自衛隊の部隊又は機関の項の次に次のように加える。

石垣駐屯地に所在する陸上自衛隊の部隊又は機関

三級

附則 この政令は、令和五年三月十六日から施行する。

警察法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和五年三月十日

内閣総理大臣 岸田 文雄

政令第四十九号

警察法施行令の一部を改正する政令

内閣は、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第三十七条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

警察法施行令（昭和二十九年政令第百五十一号）の一部を次のように改正する。

第三条の二の項を加える。

6 法第五十六条の四第一項本文の規定による任命をされた警察官が退職した場合の退職手当については、第一項の規定にかかわらず、国は、都道府県に対し、当該警察官が当該任命の日前日に国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第八十一条の六第一項の規定により退職したものとすなる退職手当の額に相当する額（当該額が当該警察官に対し現に支給される退職手当の額を超えることとなる場合は、当該現に支給される退職手当の額）を補助するものとする。

附則 この政令は、令和五年四月一日から施行する。

内閣総理大臣 岸田 文雄

省

令

厚生労働省令第二十号

医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第十七条の規定に基づき、医療法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年三月十日

厚生労働大臣 加藤 勝信

医療法施行規則の一部を改正する省令

医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第十四条 病院又は診療所の管理者は、その病院又は診療所に存する医薬品、医療機器及び再生医療等製品につき医薬品医療機器等法の規定に違反しないよう必要な注意をしなければならない。	第十四条 病院又は診療所の管理者はその病院又は診療所に存する医薬品、再生医療等製品及び用具につき医薬品医療機器等法の規定に違反しないよう必要な注意をしなければならない。

2 病院、診療所又は助産所の管理者は、医療の提供に著しい支障を及ぼすおそれがないように、サイバーセキュリティ(サイバーセキュリティ基本法(平成二十六年法律第百四号)第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。)を確保するために必要な措置を講じなければならない。

(新設)

附則
この省令は、令和五年四月一日から施行する。

規 則

○国家公安委員会規則第三号
国家公安委員会の委員長及び委員の身分証明書に関する規則を廃止する規則を次のように定める。
令和五年三月十日
国家公安委員会委員長 谷 公一

○国家公安委員会の委員長及び委員の身分証明書に関する規則を廃止する規則
国家公安委員会の委員長及び委員の身分証明書に関する規則(平成十九年国家公安委員会規則第十号)は、廃止する。

附則
この規則は、令和五年三月十三日から施行する。

○国家公安委員会規則第四号
国家公務員法等の一部を改正する法律(令和三年法律第六十二号)の施行に伴い、警察職員のサービスの宣誓に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。
令和五年三月十日
国家公安委員会委員長 谷 公一

警察職員のサービスの宣誓に関する規則の一部を改正する規則
警察職員のサービスの宣誓に関する規則(昭和二十九年国家公安委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>新たに警察職員(非常勤職員(国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)第六十条の二第二項に規定する短時間勤務の官職を占める職員を除く。)及び臨時的職員を除く。)となった者は、次の宣誓書を任免権者に提出しなければならない。</p> <p>宣誓書 私は、日本国憲法及び法律を忠実に擁護し、命令を遵守し、警察職務に優先してその規律に従うべきことを要求する団体又は組織に加</p>	<p>新たに警察職員(非常勤職員(国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)第八十一条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める職員を除く。)及び臨時的職員を除く。)となった者は、次の宣誓書を任免権者に提出しなければならない。</p> <p>宣誓書 私は、日本国憲法及び法律を忠実に擁護し、命令を遵守し、警察職務に優先してその規律に従うべきことを要求する団体又は組織に加</p>

入せず、何ものにもとられず、何ものをも恐れず、何ものをも憎まず、良心のみに従い、不偏不党かつ公平中正に警察職務の遂行に当たることを固く誓います。

年月日 氏 名

入せず、何ものにもとられず、何ものをも恐れず、何ものをも憎まず、良心のみに従い、不偏不党かつ公平中正に警察職務の遂行に当たることを固く誓います。

年月日 氏 名

附則
この規則は、令和五年四月一日から施行する。

告 示

○政治資金適正化委員会告示第六号
政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を次のとおり公告する。
令和五年三月十日
政治資金適正化委員会委員長 伊藤 鉄男

- | 登録番号 | 登録年月日 | 氏 名 |
|------|-------|-------|
| 五九八一 | 五、二 | 尾上 千晶 |
| 五九八二 | 五、二 | 若尾 和成 |
| 五九八三 | 五、二 | 長濱 栄子 |
| 五九八四 | 五、二 | 深澤 義明 |
| 五九八五 | 五、二 | 三白 諾貝 |
| 五九八六 | 五、二 | 中谷 治恭 |
| 五九八七 | 五、二 | 中谷 真人 |
| 五九八八 | 五、二 | 松本 龍造 |
| 五九八九 | 五、二 | 字賀 秀雄 |
| 五九九〇 | 五、二 | 片又 光宏 |
| 五九九一 | 五、二 | 坪井 弘一 |
| 五九九二 | 五、二 | 岡崎 正江 |
- 政治資金適正化委員会告示第七号
政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を次のとおり公告する。
令和五年三月十日
政治資金適正化委員会委員長 伊藤 鉄男
- | 登録番号 | 氏 名 | 抹消年月日 | 抹消事由 |
|------|-------|-------|-------------------------|
| 五一一五 | 大熊 繁紀 | 四、八 | 九 政治資金規正法第十九条の二十三第一項第一号 |
- 政治資金適正化委員会告示第八号
政治資金規正法施行規則(昭和五十年自治省令第十七号)第二十九条第一項の規定に基づき、登録政治資金監査人証書を亡失した旨の書面の提出があったので、次のとおり公告する。
令和五年三月十日
政治資金適正化委員会委員長 伊藤 鉄男
- | 登録番号 | 氏 名 | 登録政治資金監査人証書の番号 | 亡失年月日 |
|------|-------|----------------|--------|
| 八〇〇 | 伊藤 曉美 | 八〇〇 | 五、一、一六 |

政治資金適正化委員会委員長 伊藤 鉄男

政治資金適正化委員会委員長 伊藤 鉄男

政治資金適正化委員会委員長 伊藤 鉄男

政治資金適正化委員会委員長 伊藤 鉄男